

# 私立専修学校職業実践専門課程推進補助金交付要綱

平成30年9月6日 30生私振第923号

## 第1 趣 旨

この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき、私立専修学校専門課程のうち、特に職業に関連した企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育を行っている職業実践専門課程（以下「専修学校（職業実践専門課程）」という。）に対して、職業教育の質の向上を図り、多くの専門人材を育成する教育の推進を図るため、東京都が交付する私立専修学校職業実践専門課程推進補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 補助対象

- 1 この補助の対象は、補助金交付年度（以下「交付年度」という。）の5月1日（以下「基準日」という。）現在生徒等が在籍する東京都知事が認可した私立専修学校のうち、交付年度の基準日において、文部科学大臣の認定を受けた職業実践専門課程を設置する者（以下「設置者」という。）とする。
- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
  - (1) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

## 第3 補助対象経費

この補助の対象となる経費は、専修学校（職業実践専門課程）に係る経費のうち次に掲げるものとする。ただし、当該経費を対象として交付される東京都の他の補助金又は国、他の地方公共団体その他これらに準ずる機関の補助金の対象となる補助事業に要する経費は、対象としない。

- (1) 教職員人件費（教員人件費及び職員人件費をいう。）
- (2) 教育研究関係経費（消耗品費、光熱水費、印刷製本費、出版物費及び修繕費と生徒の教育又は教員等が行う研究に直接必要な備品及び図書に要する経費をいう。）

## 第4 補助金の額の算定

- 1 補助金総額は、予算の範囲内とする。
- 2 補助金の額は、次の(1)及び(2)の方法によりそれぞれ算定する。
  - (1) 生徒数  
各職業実践専門課程の定員内実員とする。設置者は、設置する各学校が有するそれぞれの職業実践専門課程において、基準日現在の定員内実員を算定する。
  - (2) 補助金額  
補助金額は、(1)によって算定した各職業実践専門課程ごとの定員内実員を、その設置者を単位として合計した人数に、別に定める補助単価を乗じて得た額とする。
- 3 補助対象経費に対して国等から補助があった場合の補助金の額は、補助対象経費から国等の

補助金額を減じた額を限度とする。

## 第5 補助金の減額等

- 1 設置者又は専修学校（職業実践専門課程）が次の(1)から(11)までのいずれかに該当する場合は、その状況に応じ、設置者又は学校別交付額を5割の範囲内で減額して交付することができる。
  - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)、私立学校法(昭和24年法律第270号)等の規定に違反したとき。
  - (2) 私立学校法第61条の規定に基づく収益事業の停止命令等に違反したとき。
  - (3) 私立学校法により認可された寄附行為に違反したとき。
  - (4) 東京都からの借入金の償還(利息及び延滞金の支払を含む。)又は公租公課の納付を特別な理由がなく1年以上怠っているとき。
  - (5) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政状況が極度に窮迫しているとき。
  - (6) 職業実践専門課程の有無に関わらず、設置者が有する各学校の運営上著しく適正を欠く収入若しくは支出又は財産の運用があるとき。
  - (7) 教職員の争議行為等により教育、研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶとき。
  - (8) 役員と教職員との間若しくはこれらの者の相互間又は学校法人と近隣住民との間において、訴訟係属中である場合又はその他の紛争がある場合で、法人又は学校の運営の適切な執行を期し難いとき。
  - (9) 会計処理が不適正である場合又は理事会の決議に違反する等業務執行が著しく適正を欠いているとき。
  - (10) 補助金の交付申請書等に不実の記載をしたとき。
  - (11) 補助金の交付の目的又は決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- 2 設置者又は専修学校（職業実践専門課程）が、1(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その状況が著しく補助金交付の目的を有効かつ適正に達成することができないと認められるときは、補助金を交付しないことができる。
- 3 1及び2の規定を適用する場合には、私立学校経常費補助金交付に係る減額基準(平成13年3月1日付12総学一第991号)を準用するものとする。

## 第6 交付の申請

この補助金の交付を受けようとする設置者は、交付申請書及びその他別に定める書類を知事に提出しなければならない。

## 第7 交付の決定及び通知

- 1 第6の申請書の提出があった場合は、知事は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めるときは、交付の決定を行うとともに、当該設置者に対してその結果を通知するものとする。
- 2 知事が認めた場合には、補助を受けようとする者が、第2 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

## 第8 交付の条件

この補助金の交付の決定に当たっては、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、第3に定める経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決

定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。

- (2) 補助対象経費の支出(以下「補助事業」という。)は、第9に規定する実施期間中に完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告し、その処理について指示を受けなければならない。
- (3) 補助金を受けて補助事業を行う設置者(以下「補助事業者」という。)は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
  - ア 補助対象経費の区分を変更しようとするとき。
  - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 知事が職員をして、補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。
- (5) 知事は、(4)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (6) 補助事業者が(5)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。
- (7) 補助事業者は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号。以下「学校会計基準」という。)等に基づく貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を交付年度の翌年度の6月末日までに知事に提出するものとする。この場合において、補助金の交付額が一千万円以上の補助事業者が提出する書類には、学校会計基準等の定めるところに従って会計処理が行われ、財務計算に関する書類が作成されていることを監査した公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。
- (8) 補助事業者は、第6又は第10の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。
- (9) 上記のほか、知事が特に必要と認める場合は、条件を付すことができる。

## 第9 補助事業の実施期間

補助事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。

## 第10 実績報告

補助事業者は、補助金に係る事業の実績報告書を交付年度の翌年度の5月末日までに知事に提出しなければならない。

## 第11 関係書類の整備

補助事業者は、補助事業についての収入及び支出の状況を明確にするため、経理状況を記載した帳簿を備え、補助事業に関する他の書類とともに交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

## 第12 財産の管理

補助事業により取得した財産は、当該設置者の定める管理規程に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

### 第 13 補助金の額の確定

知事は、第 10 による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

### 第 14 是正のための措置

知事は、第 13 による審査及び調査により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件並びにこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

### 第 15 決定の取消し

- 1 知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 第 5 1(1)から(11)までのいずれかに該当するとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (4) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
  - (5) 本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反したとき。
  - (6) 第 6 又は第 10 の規定により提出した書類に、不実の記載があったとき。
  - (7) 補助事業者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員及び評議員並びに教職員等並びに使用人その他の従業員及び構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
  - (8) 第 8(8)に規定する報告を受けたとき。
  - (9) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じたとき。
- 2 前項の規定は、第 13 の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用することができるものとする。

### 第 16 補助金の返還等

- 1 第 15 1の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、補助事業者は、当該取消しに係る額を指定する期日までに返還しなければならない。
- 2 第 13 の規定により補助金の額の確定を行った場合において、補助金の確定額を超えて補助金が交付されているときは、補助事業者は、当該超過額を指定する期日までに返還しなければならない。
- 3 知事は、補助金の交付対象となる私立専修学校(職業実践専門課程)が、文部科学大臣の認定を取り消された場合は、補助金の返還を命ずることがある。
- 4 第 15 1の(1)から(7)までの規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消額の返還を命じたときは、補助事業者は、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命じた額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 5 1及び2の規定により補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が、これを指定する期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を

納付しなければならない。

- 6 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、交付すべき他の補助金があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

#### **第 17 申請の撤回**

補助金の交付の決定に際しては、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

#### **第 18 その他**

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、東京都私立学校教育助成条例、東京都私立学校教育助成条例施行規則及び東京都補助金等交付規則の定めるところによる。

#### **附 則**

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。